

東京都災害拠点病院災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する補助金交付要綱

平成27年3月12日 26福保医救第1280号

第1 目的

この要綱は、大規模災害発生時において多数の負傷者を受け入れるために必要となる施設又は設備の整備に対して補助金を助成することにより、東京都災害拠点病院の機能の拡充を図ることを目的とする。

第2 補助対象

補助対象者及び補助対象事業は、次に掲げる事項とする。

1 補助対象者

東京都災害拠点病院の開設者。ただし、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む）及び東京都を除く。

2 補助対象事業

大規模災害発生時において多数の負傷者を受け入れるために付加的に必要となる次に掲げる事業とする。なお、平常時の入院患者、外来患者及び病院職員（以下、「通常在館者」という。）用の整備に関しては補助対象外とする。

(1) 受入スペースの整備

(2) 備蓄倉庫の整備

(3) 受入関連設備の整備

第3 補助要件

1 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること

(1) 新築する場合にあっては、「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について（平成24年4月6日付国都市第342号、国住備第725号、国住街第263号及び国住市180号）」における別紙1の別添2「構造躯体の倒壊防止に関する基準」に適合すること（評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の1の1-1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊防止）の等級2に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。

(2) 既存の建築物を改修等する場合にあっては、旧耐震基準により建築されたものにおいて

は、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。ただし、耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものを除く。

- 2 通常在館者が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品（食料、水、毛布、医薬品、医療機器、簡易ベッド等）を保管可能な備蓄倉庫が確保されているものであること。
- 3 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること。ただし、事業主体が地方公共団体の場合はこの要件を満たしているとみなす。
 - (1) 東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱（平成10年8月21日付10衛医救第211号）で規定する補助金を受けて整備されたもの
 - (2) 東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱で規定する補助金を受けて当該事業とともに整備されるもの
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの
- 4 平成31年3月31日までに工事に着手（東京都災害拠点病院施設整備費補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建設物の設置等に関して法令に基づく許認可等を終えた場合を含む）された事業であること。

第4 補助金の交付

この補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、交付額は、次の1及び2により算出した額とする。

- 1 次表第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。事業主体が地方公共団体の場合は、この額に2分の1を乗じた額を交付額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ここで、負傷者の受入れに伴い付加的に必要な施設及び設備の整備に要する費用とは、通常在館者と付加的に受け入れる負傷者の人数比で按分することで算出することを基本とする。

通常在館者数とは、病床数、一日平均外来患者数及び職員数を合計したものであり、付加

的に受け入れる負傷者数とは、病床数を2倍にした数以下の数及び一日平均外来患者数を5倍にした数以下の数を合計したものとする。

1 種別	2 基準額	3 対象経費
受入スペースの整備	知事が定める額	負傷者の円滑な受入れのため付加的に必要なスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用
備蓄倉庫の整備	知事が定める額	負傷者の受入れに伴い付加的に必要な備蓄倉庫の工事に要する費用
受入関連設備の整備	知事が定める額	負傷者の受入れに伴い付加的に必要な発電設備・蓄電池、貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ、非常用照明設備、通信設備及び酸素吸入配管等の設備を設置するための費用

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ知事の指定する日までに、別紙第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

なお、補助対象事業又は補助対象事業を含む建設工事の施工が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について別紙第2号様式による全体設計承認書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

第6 補助金の交付決定

- 1 知事は、第5の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。

第7 決定の通知

知事は、第6の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び条件を申請者に通知するものとする。

第8 申請の撤回

申請者は、第7の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、当該通知に係る補助金の交付の内容又は条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第9 交付の条件

この補助金の交付条件は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱（平成26年4月1日付国住街第166号）に基づき次のとおりとする。

1 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) (1)の規定により補助金の交付決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

(3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付する。

(4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の一に該当する場合は、あらかじめ、以下の通り書面を提出し承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

別紙第3号様式による補助金交付決定取消申請書を知事に提出しなければならない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき

別紙4号様式による補助金交付決定変更申請書に変更工事設計書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

ア 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの

イ 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの以外のもの

ウ 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは9,000千円）又は30,000千円を超える変更以外のもの

エ その他知事が認めるもの

(3) 補助事業の完了予定日を変更しようとするとき

別紙第5号様式補助事業完了予定期日変更報告書を知事に提出しなければならない。

3 事故報告

(1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により報告しなければならない。

(2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

5 遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又は条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。

(2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及び条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、9の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は都の会計年度が終了したときは、あらかじめ知事の指定する日までに、別紙第6号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業が複数年度にわたる場合、都の会計年度が終了したときには、あらかじめ知事の指定する日までに、第7号様式による年度終了事業実績報告書を知事に提出しなければならない。その際、残存物件を翌年度当該補助事業に使用する場合は、別紙8号様式残存物件継続使用承認申請書を知事に提出しなければならない。その他残存物件の取扱いについては、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通達）及び「公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通達）の定めるところによるものとする。

- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により課税標準額に対する消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額（以下、仕入控除税額という。）が確定した場合は、別紙第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が仕入控除税額相当分の全部又は一部の返還を命じたときは、補助事業者は、これを返還しなければならない。

7 補助金額の確定等

知事は、6の規定による事業実績の報告があったときは、当該事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

8 是正のための措置

知事は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

9 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したとき

ウ 補助金の交付決定の内容又は条件その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき

(2) (1)の規定は、補助金額の確定があった場合においても適用する。

10 補助金の返還

(1) 知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、知事の指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

11 違約加算金及び延滞金

(1) 9の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

知事が11の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

知事が11の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付金額を控除した額によるものとする。

14 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得した機器については、補助事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

15 財産の処分

補助事業者は、補助事業により取得した機器について、東京都災害拠点病院に指定されている期間中、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第 10 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

第 11 書類の提出方法

前項に規定する書類のうち補助事業者が申請又は報告等すべきものについては、知事に 3 部提出するものとする。

第 12 その他

ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び「災害時拠点強靱化緊急促進事業ガイドブック（第 1 版）」（平成 26 年 4 月国土交通省住宅局）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。